



広報かさま お知らせ版

2020

回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から Tel 0296 (77) 1101 または Tel 0296 (72) 1111

岩間地区から Tel 0299 (37) 6611

■お知らせ

- ①回覧文書を回す時はポストへ投函しましょう
- ②新型コロナウイルス関連情報
- ③除菌消臭液を配布します
- ④新型コロナウイルス感染症防止に伴う事業等の中止をお知らせします
- ⑤新鮮野菜を詰め合わせた「野菜 BOX」のドライブスルー販売を行います
- ⑥笠間クラインガルテンそば処の営業を休止します
- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は申請により国民健康保険税の減免を受けられます
- ⑧食中毒に気をつけましょう
- ⑨エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

- ⑩第11回 特別弔慰金が支給されます
- ⑪法律と登記等に関する無料相談会を開催します
- ⑫ひきこもり出張相談を行います
- ⑬木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します
- ⑭木造住宅をお持ちの方「耐震診断」をしてみませんか
- ⑮税務職員採用試験を実施します

■教養・文化・交流 他

- ⑯第1回 男性のための健康体操教室
- ⑰中途失聴・難聴者のための手話講習会
- ⑱美原ラジオ体操会
- ⑲天神の里「昆虫観察会」
- ⑳第14回 笠間ふれあい大学

① 回覧文書を回す時はポストへ投函しましょう

現在、茨城県では行動規制が緩和され、人の移動や店舗、商業施設、さらに公共施設等においても段階的に利用を再開しています。

しかし、油断することなく第2波、3波の感染を出さないためにも、引き続き人同士の接触を減らすために、回覧する際には可能な限りポストへ投函するなどのご協力をお願いいたします。

② 新型コロナウイルス関連情報

6月1日現在の情報です。

新型コロナウイルスに関連した情報は、日々変化していますのでご覧になった時点で相違が生じていることもあります。ご了承ください。

＜県内の発生状況(6月1日現在)＞※市内での発生は確認されていません。

陽性者 168人(療養中 6人、退院・退所等 152人、死亡 10人)

＜感染拡大防止にご協力をお願いします＞

自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。

私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。



外出控え

咳エチケット

手洗い

密集回避

密室回避

密接回避

換気

問 健康増進課 Tel 0296-77-9145

【回覧】 お早めに回してください 全8ページ(A3…2枚)

①ページ
2020-0604

③ 除菌消臭液を配布します

除菌消臭液(次亜塩素酸水)の6月の配布日程は次の通りとなります。

お一人あたり2リットルを1回のみ配布しますので、きれいなペットボトルなど容器を持参してください。容器の洗浄と除菌消臭液の給水はご自身で行うやり方に変更しました。

日時		配布会場
6月16日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時	市民センターいわま(岩間支所)
6月17日(水)		友部公民館
6月18日(木)		市民体育館

※ご都合のよい会場へお越しください。

問 環境保全課(内線128)

④ 新型コロナウイルス感染症防止に伴う事業等の中止をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、下記の事業が中止となります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

内容	問
北山公園ホテル鑑賞会	北山公園管理事務所 Tel 0296-78-3911
令和2年度B&Gスポーツ水泳大会 茨城大会(7月)および全国大会(8月)	スポーツ振興課(内線393)
6月20日(土):農場見学&就農相談会 in 県南	(公社)茨城県農林振興公社 Tel 029-350-8686

⑤ 新鮮野菜を詰め合わせた「野菜BOX」のドライブスルー販売を行います

新鮮野菜を詰め合わせた「野菜BOX」を車に乗ったまま受け取れる「ドライブスルーDE新鮮お野菜」を実施します。新鮮な野菜をご家庭でぜひお召し上がりください。

日時 6月5日(金)より毎週金曜日 午前10時～正午

場所 笠間市役所 第6駐車場(友部公民館脇郵便局跡地)

販売内容 Mサイズ:1,500円(新鮮野菜詰め合わせ)

Lサイズ:3,000円(新鮮野菜詰め合わせ+笠間の特別栽培コシヒカリ2kg)

※毎週各20セット限定。価格は税込です。現金と引換えで商品をお渡しします。

申込方法 受け取りたい週の火曜日までに、FAXでお申し込みください。注文表はJA常陸みどりの風直売所または農政課に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

申 JA常陸 笠間営農経済センター FAX 0296-74-2811

問 JA常陸 笠間営農経済センター Tel 0296-74-4700 JA常陸 みどりの風直売所 Tel 0296-78-3235
農政課(内線527)

⑥ 笠間クラインガルテンそば処の営業を休止します

永きに渡り市民の皆さんにご愛顧いただいた笠間クラインガルテンのそば処は、6月30日(火)をもちまして営業休止することになりました。これまで営業が出来ましたのは皆さんのご理解とご支援によるものと心から感謝申し上げます。今後は、新たな飲食店事業者を募り早期の再開を目指していきます。

なお、農産物販売所は今後も営業を続けていきますので、引き続きご愛顧ください。

問 (一財)笠間市農業公社 Tel 0296-73-6439 笠間クラインガルテン Tel 0296-70-3011

⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は 申請により国民健康保険税の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入などの収入が前年より一定程度減少した世帯に対して国民健康保険税(国保税)の減免を実施します。

※現時点の国の基準に基づいた内容となっていますが、今後の国からの通知等を受けて要件等が変更になる場合があります。

対象世帯および減免額

【全額免除】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【所得に応じて減免】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯

要件

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

※新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例：懲戒解雇や昨年中の離転職が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)や現在非自発的失業者(倒産・解雇等の理由で離職され雇用保険を受給された者)の国保税軽減制度の対象になっている方については、今回の措置による減免の対象にはなりません。

減免の対象となる国保税

- ・令和元年度国民健康保険税のうち令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が設定されているもの
- ・令和 2 年度国民健康保険税(7 月中旬に納税通知書を発送予定)

申請に必要な書類

国民健康保険税減免申請書(様式第 1 号)、事業収入等申告書(様式第 2 号)または給与証明書(様式第 3 号)、現年・前年の収入を証する書類、診断書(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)、その他事実を確認できる書類、国民健康保険の資格確認ができるもの(保険証)、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※必要書類は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。手続きについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請をお勧めします。

受付開始 6 月 15 日(月)

申 8 月 31 日(月)までは友部公民館 1 階創作室 平日午前 9 時から午後 5 時まで

問 保険年金課(内線 139)

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9 時～21 時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 24 時間(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9 時～17 時(平日のみ)

⑧ 食中毒に気をつけましょう

コロナウイルス感染症の影響で、家庭での調理やテイクアウト食品を食べる機会が増えることから、より徹底した衛生管理を行いましょう。

食中毒予防の3原則：食中毒菌を「つけない」「ふやさない」「やっつける」

○家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

1. 食品の購入
 - ・消費期限などを確認し購入しましょう。
 - ・肉汁や魚などの水分がもれないようにビニール袋などに分けて包みましょう。
 - ・肉・魚は保冷剤(氷)などと一緒に持ち帰りましょう。
 - ・購入したら寄り道せずまっすぐ帰りましょう。
2. 家庭での保存
 - ・持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫へ入れましょう。
 - ・冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう。目安は7割程度です。
 - ・冷蔵庫は10度以下、冷凍庫はマイナス15度以下に維持しましょう。
3. 下準備
 - ・こまめに手を洗い、台所は清潔に保ちましょう。
 - ・井戸水を使用している家庭では、水質に十分注意しましょう。
 - ・肉、魚は生で食べるものから離しましょう。
 - ・生の肉や魚を切った後、包丁やまな板は洗って熱湯をかけましょう。
4. 調理
 - ・台所を清潔にして調理の前に手をよく洗いましょう。
 - ・肉や魚は中心部まで十分に加熱しましょう。(目安は75度で1分間以上)
 - ・電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにしましょう。
5. 食事
 - ・食事の前に手を洗いましょう。
 - ・盛り付けには清潔な食器を使いましょう。
 - ・作った料理は、室温に長時間放置してはいけません。
6. 残った食品
 - ・残った食品は早く冷えるように小分けして清潔な容器に保存しましょう。
 - ・温め直すときは十分加熱しましょう。(目安は75度以上)
 - ・時間が経ち過ぎたり少しでも怪しいと思ったら、思い切って捨てましょう。

○テイクアウトを利用する際に気をつけるポイント

- ・常温の環境では菌が増殖します。購入後は速やかに持ち帰りましょう。
- ・持ち帰りの際は直射日光を避け、保冷剤、保冷バックを活用し、食品の温度管理を徹底しましょう。
- ・長時間放置せず、できるだけ速やかに食べましょう。(菌の増殖を防ぎましょう。)
- ・食事の前は手洗いを忘れずにしましょう。

問 保健センター TEL 0296-77-9145

⑨ エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

委員会は傍聴することができます。

日時 6月25日(木) 午後2時～

場所 エコフロンティアかさま 管理棟2階 多目的会議室(笠間市福田165-1)

内容 (1)監視活動および意見交換等

・施設モニタリング ・排ガスの維持管理 ・浸出水の放流

(2)今後の監視活動計画(案)

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 6月25日(木) 午前9時まで

申・問 環境保全課(内線127)

※コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。

⑩ 第11 回 特別弔慰金が支給されます

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国が戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表すために支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和 2 年 4 月 1 日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給権を有する方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以降に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受給した方(戦没者等の妻や父母等)が亡くなった場合、その遺族の申請は、令和 5 年 4 月以降となります。

順位	対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計を共にしていて、令和 2 年 4 月 1 日現在、氏を変える婚姻または遺族以外の者と養子縁組をしていない (1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
4	上記 3 に必要な要件を満たしていない (1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上生計を共にしていた三親等内親族で (1) 戦没者等の葬祭を行った者 (2) 戦没者等の葬祭を行っていない者

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、該当になりません。

支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

請求方法 書類は、社会福祉課および各支所福祉課窓口でお渡しします。請求の際、戸籍書類や印鑑などが必要となります。

請求期限 令和 5 年 3 月 31 日(請求期間を過ぎると受給権が消滅します。)

請求・問 友部地区:社会福祉課(内線 157) 笠間地区:笠間支所福祉課(内線 72134)
岩間地区:岩間支所福祉課(内線 73171)

⑪ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

日時		内容
7 月 7 日(火)	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時を除く)	登記等に関する相談:司法書士 おくむら ひろし 奥村 洋史さん
7 月 17 日(金) 8 月 21 日(金)		法律相談:元大学教授 やまぐち やすお 山口 康夫さん
8 月 13 日(木)		登記等に関する相談:司法書士 にしまぎ まさこ 西間木 雅子さん

場所 笠間市消費生活センター 地域交流センターともべ **Tomoe** 内(笠間市友部駅前 1-10)

内容 ・相談は 1 件あたり 1 時間程度です。
・お受けできるのは相談のみで案件を依頼することはできません。
・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

対象 市内在住の方

定員 各日 4 名(要予約、先着順)

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

申・問 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

小中学生の登下校の見守りをお願いします。

⑤ ページ

2020-0604

⑫ ひきこもり出張相談を行います

外出することに不安を感じている、動き出したいけど動けない、何をどうすればいいのかわからない等の困りごとなど、まずは相談から始めてみませんか。ひきこもり問題で悩んでいる方を対象に出張相談を行います。一人で悩まずお気軽にご連絡ください。

日時 6月25日(木) 午後1時～4時

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原 3-2-11)

対象 県内在住のひきこもり問題でお困りの本人や家族の方

参加費 無料(相談1件あたり50分)

申込方法 電話またはメールでお申し込みください。

申込期限 6月23日(火)

申・問 茨城県ひきこもり相談支援センター Tel 0296-48-6631 メール: info@ibahiki.org

⑬ 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します

木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修設計や、耐震改修工事を行う方を対象に、その費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。
- ・耐震診断を受けて、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であること。

補助対象者となる方

- ・上記の対象住宅の所有者で、市税を滞納していない方。
- ・自己または2親等以内の親族が居住するために事業を行う者であること。

補助対象事業と補助率

○耐震改修計画事業(設計)

耐震診断を実施した後、補助対象建築物の上部構造評点を1.0以上に向上させるために耐震改修計画(設計)を作成する事業

【補助率: 事業に要した費用の2/3以内(10万円が限度)】

○耐震改修工事事業

耐震改修計画に基づき、改修工事を行う事業であって、当該工事により建物の上部構造評点が1.0以上となるもの。ただし、当該計画を作成した診断士が工事監理を行うことを条件とする。

【補助率: 事業に要した費用の23%以内(30万円が限度)】

募集戸数 各事業につき1戸

申込期間 6月15日(月)～9月30日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて都市計画課までご提出ください。

※事前に都市計画課までお問い合わせください。

※予定戸数に達した時点で申し込み受付を終了します。

申・問 都市計画課(内線587)



⑭ 木造住宅をお持ちの方「耐震診断」を試してみませんか

茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」が目視と建築時の図面により診断を行い、耐震補強の必要性の有無を判定します。

お住まいの地震に対する強さ、安全性の目安を知っていただくことを目的としています。

この機会にぜひご活用ください。

申し込みいただくには、下記の条件を満たす必要があります。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
※建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。
※東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外です。

対象となる方 上記の対象住宅の所有者で、市税の滞納をしていない方

診断費用 2,000円(個人負担)

募集戸数 8戸

申込期間 6月15日(月)～9月30日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて都市計画課までご提出ください。

※予定戸数に達した時点で申し込み受付を終了します。

※診断実施は10～12月を予定しています。

※詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

※市から訪問や電話により、耐震診断を勧めることはありません。

申・問 都市計画課(内線587)

⑮ 税務職員採用試験を実施します

受験資格 令和2年4月1日現在で、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方、および令和3年3月までに卒業見込みの方

試験内容 高等学校卒業程度

第一次試験日 9月6日(日)

申込方法 インターネットでお申し込みください。

申込期間 6月22日(月)～7月1日(水)

申 HP <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

問 関東信越国税局 人事第二課試験係 TEL 048-600-3111

⑯ 第1回 男性のための健康体操教室

コロナウイルス感染症のため延期していた体操教室を再開します。日常生活をスムーズにし、介護予防につながる筋力をつけるための男性だけの体操教室です。この機会に元気で動ける体づくりを始めませんか。

日時 6月24日～7月22日の毎週水曜日 午前10時15分～11時15分

場所 ゆかいふれあいセンター(笠間市長兎路仁古田入会地1-171)

対象 65歳以上の男性で運動制限のない方

定員 10名(先着順)

参加費 無料

申込方法 地域包括支援センターの窓口で直接または電話でお申し込みください。

申込期限 6月22日(月)

申・問 地域包括支援センター(笠間市南友部1966-1) TEL 0296-78-5871

「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。

⑰ 中途失聴・難聴者のための手話講習会

聴覚障がいをもつ仲間が集まり、楽しく手話を学んでいます。一緒に始めてみませんか。

実施期間 7月4日・18日、8月1日・22日、9月5日・19日、10月3日・17日、11月7日・21日
の各土曜日 午前10時～正午

場所 土浦市ボランティア福祉会館 ウララⅡ 4階講義講習室1・2(土浦市大和町9-2 ウララ2ビル)

対象 県内在住の、おおむね18歳以上の中途失聴・難聴者の方および同居家族で手話を初めて学ぶ方

参加費 テキスト代実費

申込方法 氏名、住所、FAX番号または電話番号、年齢、身体障害者手帳の有無をご記入のうえ、
FAXでお申し込みください。

申・問 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ TEL 029-248-0029 FAX 029-247-1369

⑱ 美原ラジオ体操会

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の解除を受けて、休止していたラジオ体操を6月から再開しています。感染対策のため、2m以上の間隔を設けて開催します。

初めての方もご参加お待ちしております。

開始時間 毎日午前6時25分～

場所 友部小学校グラウンド(笠間市美原3-3-1)

問 健康増進課 TEL 0296-77-9145

⑲ 天神の里「昆虫観察会」

施設内を散策して、樹木の蜜を吸っているカブトムシや花の蜜を探しているチョウなどさまざまな昆虫や植物を観察してみませんか。

日時 7月4日(土) ※荒天中止 集合：午前10時 観察：午前10時20分～正午

場所 ビオトープ天神の里(北山公園付近)

定員 30名(応募者多数の場合は抽選)

参加費 無料

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 6月25日(木)

申・問 環境保全課(内線125)

⑳ 第14回 笠間ふれあい大学

コロナと共生「新しい生活様式」の中で注意深く活動を再開します。マスクの着用にご協力ください。

日時 6月27日(土) 午前10時～11時30分

場所 まちの駅笠間宿ふれあいサロンかさま～(笠間市笠間2247)

内容 誰かの力になりたい「みんなでエール(応援)を学ぼう」

- ・先人から「エール」を学ぶ
- ・グラウンドワーク笠間のエール活動の紹介
- ・「私のステイホーム」相互紹介
- ・朝ドラから「音楽とエール」を学ぶほか

定員 20名(先着順)

参加費 500円

申込方法 電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

申込期限 6月26日(金)

申・問 (特非)グラウンドワーク笠間 ^{はなわ しげる} 塙 茂 TEL 090-8800-3248 FAX 0296-72-0654
メール shigeru-hanawa@white.plala.or.jp

(特非)グラウンドワーク笠間は、まちづくり市民活動助成金を受けて活動しています。